

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

平成25年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成25年2月26日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 1 号>

開会の日時

年月日 平成25年 2 月 26 日 火曜日
開 会 午前11時28分
散 会 午後 2 時16分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第54号議案 財産の取得について
- 2 乙第57号議案 停職処分取消等請求事件の和解等について

出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川 利 勝	君
委 員	座喜味 一 幸	君
委 員	翁 長 政 俊	君
委 員	新 垣 哲 司	君
委 員	仲 村 未 央	さん
委 員	崎 山 嗣 幸	君
委 員	玉 城 満	君
委 員	瑞慶覧 功	君
委 員	玉 城 ノブ子	さん
委 員	儀 間 光 秀	君
委 員	喜 納 昌 春	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	知 念 武 君
農 政 企 画 統 括 監	平 敷 昭 人 君
農業研究センター所長	坂 本 守 章 君
文化観光スポーツ部長	平 田 大 一 君
県立芸術大学学長	佐久本 嗣 男 君
県立芸術大学総務課長	平 康 司 君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第54号議案及び乙第57号議案の議決議案2件を議題といたします。

なお、ただいまの議案2件は、本日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第54号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 このたびの事案は、沖縄県農業研究センターにおける備品の取得に当たり、職員の関係条例等への認識不足から、議会の議決を得ずに契約を行ったものであります。法令、条例等の規則に基づき、予算を執行することは、基本中の基本であり、これまで、機会あるごとに注意喚起してまいりましたが、このような事態となり、県民の皆様並びに県議会に対し、県行政

への信頼を損ねることとなったことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

議会の議決を必要とする事項の適切な処理につきましては、農林水産部全部署に文書で通知するとともに、平成25年2月22日には、本庁を初め離島を含む全出先機関を招集し、研修会を実施いたしました。また、農林水産部全体の恒常的な対策としては、年度当初に部内全機関を対象として実施している経理事務担当者会議等で、より一層、法令を遵守した適切な予算執行の周知徹底を行うとともに、再発防止に向けた仕組みを構築することとしております。

今後、このような事態が二度と生じないよう、適正な事務執行に万全を期していく考えであります。今回の件に関しましては、県議会の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことについて、改めてお詫びを申し上げます。

それでは、平成25年第1回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書の575ページをお開きください。

乙第54号議案財産の取得についてであります。

本議案は、沖縄の農産物の市場での競争力強化のため、新しい沖縄県オリジナル品種の開発が求められていることから、効率的な育種技術の開発及び沖縄ブランドの権利保護技術の促進を図る事業を実施するため、植物の遺伝子情報であるDNA配列を解析する機器であるショートリードゲノムアナライザーを購入するためのものであります。当該契約を有効に成立させるため、議決を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第54号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 この機器の購入についてはわかりました。これは随意契約になっていますが、どうして随意契約になりましたか。

○知念武農林水産部長 この契約につきましては、当初、一般競争入札ということで、全て公告をしまして誰でも参加できますということで、一般競争入札

に付しております。3社がそれに応募して入札を行いました。2回入札しましたが、2回とも3社が予定価格を超過したということで、地方自治法の定めに基づきまして、一番安いところと随意契約を行いました。

○玉城ノブ子委員 一番予定価格に近い業者と随意契約をしたということですか。

○知念武農林水産部長 規則上は、再入札をしてそれが予定価格に達しないときには、その3社の中で一番低いところと随意契約を結んでいいという規則になっています。そういうことで、一番安いところと話をして、我々の予定価格に同意し契約できるかの調整をした結果、一番安いところー調整したところがその価格で備品を納品するということに達しましたので、契約をしました。

○玉城ノブ子委員 入札の結果は出せますか。

○知念武農林水産部長 今、提出いたします。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、資料の配付及び説明がなされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

○玉城ノブ子委員 この機器の購入についてはこれまでもそういう議案、事案はありますか。

○知念武農林水産部長 今の御質疑は、機器の購入があったかということでしょうか。農林水産部としてはありませんが、過去に農業研究センターとしてはあります。

○玉城ノブ子委員 前は企画部に農林水産部関係が一時ありましたよね。そのときに機器の購入があったということですね。これは入札でしたか。入札の結果表を出せますか。

○知念武農林水産部長 そのときにも同じような入札方式をとっています。た

だ、応札をした業者の数等については違います。その結果についても、提出できます。

○玉城ノブ子委員 では、これについてもお願いします。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、資料の配付及び説明がなされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

○玉城ノブ子委員 これは6600万円が入札したということですね。これに関連して、企画部でそれ以外に機器購入の事案がないかということで、私たちも調べました。4件、企画部での機器購入の事案がありました。今回の議案に関連して、その資料も取り寄せてみる必要があると思います。

○知念武農林水産部長 今の4件についても一覧表、結果の資料がございます。詳細については手元にありませんが、我々職員が調べた結果は全て一般競争入札で施行されております。この一覧表についても配付いたします。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、資料の配付及び説明がなされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

○玉城ノブ子委員 私が気になっていることは、今回、議会に付すべき7000万円を超えているのにもかかわらず、議会に付していなかったことが問題になっているわけです。たまたまなのかわかりませんが、所管が企画部のときの機器類の購入については、入札に付していたわけです。ところが、調べてみますと全部議会の事案に係らない7000万円未満の金額になっています。どうしてそういうものが継続して出てきたのか。全部7000万円未満の入札になっています。例えば、この機器を両方一括して入札をしたら、議会の議決を得ないといけないということになったはずですが、そのほうがむしろ効率的な入札になったのではないかと思います。なぜ、全部7000万円未満で機器の購入がされて、入札さ

れていると、同じ会社が全部入札しています。これについて大変疑問があります。たまたまそうなったのか、全部の機器がこのように7000万円未満の購入で、議会の議決を得ていないということについて疑問が生じています。

○平敷昭人農政企画統括監 過去の企画部での機械、いろいろありますが、今回、農業研究センターに導入した機械は同じDNAシーケンサーという名前がついていますが、遺伝子の読み取り方がそれぞれ違うと、年次によっても進歩が激しいようです。企画部については細部は把握しておりません。同じ機械ではないので、必ずしもこれらが六千何百万円といていたものが、本来なら7000万円するのかという金額が本来どのくらいだったのか、妥当な入札で契約されたのかと、これは随意契約ではなくて入札でやっていますので。企画部の部分についてはコメントしづらいところです。例えば、企画部時代に購入した機械がほかにもありますが、それらはやはり物が違うということで、値段も違いますので、必ずしも全部が7000万円を超えるとは限らないかと。それぞれの時期に応札されたのではないかと考えます。ただ、今回の分は7600万円弱になってしまったものが議決することを認識していなかったということで、再三御説明申し上げていますように、地方自治法上も有効な契約になっていないということで、御理解いただいて、ぜひ必要な事業でもありますので、議決をいただいて研究、農業振興に努めてまいりたいということでお願い申し上げるところです。

○玉城ノブ子委員 今回の機器の購入についてはもちろん、この機器そのものは必要な機器だということは、説明を受けて認識はしています。ただ、今回の場合は7000万円以上になったものを気づかずに議会の議決に付さなかったということなのですが、これまでの物が全部7000万円未満になっていて、議会の同意を得る機器購入が今まではなかったということです。だからこそ、7000万円以上の議会の同意を得るために、そのための手続をやらなかったと、同意を得るべきだということに気づかなかったということですか。

○知念武農林水産部長 今、提出しました4件についてはまさしく企画部の話でして、結果から見ますと我々としては、結果としてそういった値段の機械が入ったのだろうということで考えております。ただ、今回、我々が購入しました7000万円以上の物を議会の議決を得なかったということは、まさに我々、農林水産部としての組織がいろいろな段階でチェックに対する認識が少し欠けていたと、組織全体のものだと思っております。今後、先ほど申し上げましたよ

うに農林水産部としていろいろな取り組みをして、今、再発防止策もいろいろなところでチェックがかかるような仕組みもつくっていかうということで検討して、既に案もつくっております。そういうことで、今回は、ただただ我々がその認識が欠けて手続をせずに購入してしまったということです。ぜひ、この事業については、我々、農林水産業振興のために大変必要なものですので、御理解をいただいて議決をいただきたいと、それだけでございます。

○玉城ノブ子委員 今回の場合はそういうことで問題があると思います。それと同時にそれまでの入札のあり方がどうであったのかということと、なぜ、7000万円以上になるような事案ではなくて、それ以下に全部抑えて議会の議決を得ない、そういうことについて疑問が残ります。ですから、この所管が企画部ではないので、本当は企画部を呼んでもっと具体的にこの内容について……。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が玉城委員に企画部のときの件は、指摘にとどめてはどうかと伝える。)

○上原章委員長 再開いたします。

○玉城ノブ子委員 具体的には皆さんが農林水産部、たまたま機器の購入が企画部でしたので、本来であれば企画部で質疑をやる必要があったと思います。しかし、これに関連しておりますので、機器の購入について7000万円以上になったものは、議会に提案してこなかったということについて、先ほど謝罪しておりましたが、ただ具体的にこれに関連して今までの機器購入が全部なぜか7000万円以下になっていたと、議会の議決に付されていないことについては疑問が残るところですので、皆さんが答弁できないということであれば、これについては指摘しておきます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 この備品の購入、これはWTOに基づく国際入札対象事業と理解していいですか。

○平敷昭人農政企画統括監 そのとおりです。

○座喜味一幸委員 その額は幾らですか。

○平敷昭人農政企画統括監 2500万円以上です。

○座喜味一幸委員 要するに公報にも出て、しっかりと入札の募集をかけてやっています、しかもこれは国際入札だから基本的にはインターネットで公開、公募をして公報でやっているという意味において、これは何ら疑念が挟まれない取り扱いをしたという認識を私はしております。ただ、なぜ契約まで終わって、きちんと議会の承認をとらなかったのかということにおいては、企画部から農林水産部に組織がえしたことによる障害が起きましたか。

○知念武農林水産部長 企画部からの所管がえでそういったことが起こったということではありません。今回のことは、農林水産部の中でのチェック体制が欠けていたということだけです。

○座喜味一幸委員 基本的に初歩的なことで、皆さんもおわびしていただきましたので、そういったことがないようにもっと勉強してもらわないといけないと思います。

ショートリードゲノムアナライザー、簡単に言ったらどういう事業効果があるのか、現在、購入してどのような成果が出ているのか教えてください。

○坂本守章農業研究センター所長 この事業は現在、例えばパイナップルだと育種に25年かかります。ゴーヤーだと8年、菊で6年、それをいかに短縮して、我々としては2分の1、ゴーヤーだと4年、菊だと3年、パイナップルだと10年くらいで新しい品種を早くつくろうと取り組んでおります。もう一つは、権利の保護ということで、我々が育成したものが、許可なく外に持ち込まれたときに、この機械で判断をして権利を保護するということです。現在、ゴーヤーの場合は、ゲノム解析がほぼ終わっております。雌花の遺伝子がどこにあるかが解読されております。

○座喜味一幸委員 頑張ってください。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 物品売買契約に係る決裁権者は誰ですか。

○知念武農林水産部長 この事案ですと、農業研究センターにあります。

○仲村未央委員 農業研究センターにおいては、7000万円以上の契約に係る場合の議決ということの認識が全くなかったということですか。これまでですよ。先ほど来、玉城委員が熱心に質疑されていますが、7000万円超えがこれまでなかったという経験の中で、7000万円を超えると議会の議決に付きなくてはいけないという認識が全くなかったのですか。

○知念武農林水産部長 先ほど配付しました4件については、農業研究センターではありません。あと1件は農業研究センターでやっていますが、たまたま7000万円を超えなかったということです。平成23年度に購入した物は、そのときにあったかなかったのかはわかりませんが、7000万円以上という議決案件ではありませんでした。平成24年度にやったものが、7600万円ということで議決案件でしたが、執行伺いから執行まで農業研究センターにはその意識がなかったということがあります。ただ、先ほど申し上げましたように、年度当初に本庁から農業研究センターに令達をしますので、そのときに高額の令達があるということで、そういった予算を扱っているところ、そういうことに気づけばこれは議決案件ですとか、そういったいろいろな段階でチェックできる可能性はあったと思います。ただ、当然議会のときに我々のほうから議決案件はないかと全職場に照会をかけますので、そのときにも挙がっていなかったもので、本庁のほうで見逃したということで、農業研究センターには担当から農業研究センター所長までなかったという理解です。

○仲村未央委員 議決にかかわる金額の契約に関して認識がなかったということは大変なことです。これについてどう思っているのかということが、その後チェックができた云々ではなくて、基本的な決裁権者が誰であるのか、その場合に議決要件を付すのか付さないのかはとても大きな判断基準です。そこをわからなかったでは済みません。本当にわからなかったのですか。農業研究センター所長から誰もわからない、そしてチェックがかかっている中で、上げていっても誰一人チェック機能として農林水産部が果たせないという体制にあったわけですか。

○知念武農林水産部長 結果的にそういった結果であります。そのことについては、おわびをするしかありません。ただ、我々は決して議決をしないで契約をしようという意識は全く持っていませんで、ただただ、7000万円以上だということを見逃してしまったということです。

○仲村未央委員 今、まさに識名トンネルの問題で出先機関の権限にかかわる、あるいは議会を通す通さないことは皆さんにとっては、気づかなかつた、わからなかつただけで、議会にとっては議決権の侵害に当たっています。県民のフィルターをかけるべき、チェックをかけるべきことが損なわれた形で契約が優先したということは、まさにおっしゃるように無効です。大変な事態です。その再発防止がまさに全庁、全体挙げて取り組もうという中で、こういった契約が行われて、これがまた落ち度があるということは大変な失態であるということを実際に緊張感を持って考えているのかということが、やはりいまいちそこら辺が伝わってこないことが、非常にこの議案に関しては、また起こるのではないかという懸念があります。いかがでしょうか。

○知念武農林水産部長 委員のおっしゃるとおりです。我々の対応は反省すべきだと考えております。その上で、再発防止策については、単純に担当から班長、総括、所長、あるいは本課の担当もいますが、予算を要求をして議会で議決をしてもらった段階からチェックがかかるような仕組みを今つくっています。議会議決事項だけではなくて、ほかのいろいろな規則に係ることもありますので、自動的にチェックがかかるような仕組みを単純な様式の中でつくっていかうということで考えております。この辺は反省をしながら緊張感を持って、農林水産部は当然ですが、県庁内の各部、各課、関係するところとも相談をしながら再発防止策についてつくっていかうと調整をしております。

○仲村未央委員 これほどの額の売買契約が随意契約であったということも非常に驚きます。従来のもを見ても、1社が応札している状況なので、それほど実績がある、契約可能なところがないのかと感じます。今回、予定価格は公表されてますか。

○知念武農林水産部長 公表しておりません。

○仲村未央委員 当該随意契約の株式会社エル・エム・エス沖縄営業所の応札

状況が予定価格に対して非常に近似しています。1回目が7618万円、2回目が7610万円ということで、まるで県の予定価格を知っていたかのような応札の状況があるわけです。これはもちろん情報漏れがあったのではないかと疑われても仕方がないくらいの近似の額に見えますが、このあたり、随意契約に当たって予定価格に対してこれほどの近似の額が出ているということに対しての調査等々は必要なかったのですか。

○平敷昭人農政企画統括監 ただいまの委員のおっしゃいました開札調書の数字ですが、応札額が7600万円、予定価格が7600万円とありますが、下に書いてあります7600万円は5%の消費税が乗る前の数字でして、実際に比較する、下の入札、応札した7600万円と比較する相手は上の7200万円になります。要するに、上回っていました。かなり上回っていて、落札できない状態だったので、2回応札しても落ちなかったと。これでは契約ができないので、一番低いところに来ていただいて、この数字で随意契約できませんかと、これでは何度やっても落ちないということになったものですから。結果的に、税抜きと税込みの数字が近い数字になっていますが、比較しますのは下の括弧書きの部分です。

○仲村未央委員 予定価格の精度が非常に高かったと理解するしか今となっては、契約状況がこのような形ですので、仕方ないわけです。平成22年度にはロングリードゲノムアナライザー、今回はショートゲノムアナライザー、やはり機能としてはどちらも有効に、以前に買ったものも利用度があり、今回もそれはそれでまた別の性質の利用があるということですか。

○坂本守章農業研究センター所長 平成22年度に買った物と、今回買った物は若干目的が違います。それをお互いに効率的に組み合わせることによって、研究を加速化していこうということで今回買いました。

○仲村未央委員 ぜひ農林水産部だけの問題なのか、出先機関と決裁権限や契約に当たっての議会とのかかわりは絶対に軽視しないように今一度、全庁で体制をとっていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 皆さんが議会で承認を見逃したといいますか、得ることをで

きなかった理由の中に、公有財産とは違うということで弁明をしているようです。公有財産ではないものについては、議会の議決事項についておろそかになるという理由ですか。

○知念武農林水産部長 マスコミ等、いろいろなところで公有財産ということが出ており、もしかしたら我々もまだ把握しないときにそういった発言がどこかで出たかもしれません。今の我々の見解は、公有財産との区別ではなくて議会議決事項が7000万円だったということ認識していなかったということです。

○崎山嗣幸委員 では、マスコミで公表されている理由は、皆さんからするならば公有財産だったから、あるいは備品だったからという感覚ではないということですか。

○知念武農林水産部長 そういうことです。

○崎山嗣幸委員 そうなりますと、皆さんは再発防止ということで備品購入の部分の7000万円以上をリスト化するということも述べていますよね。この理由は、再発防止の理由の中においては、これは今言われている額の問題だけなのかあるいは今言われている備品なのか、公有財産なのか、その他の物件も含めてあるのか、再発防止に向けてのリスト化については全てのことを意味していますか。

○知念武農林水産部長 確かに、今回の事案と絡めて我々の関係する職員がマスコミ等から取材を受けて、いろいろな発言をしていると思います。私が先ほど申し上げました再発防止策はそういったことではなくて、全ての法令にあるチェックすべきところは、チェックしなくてはいけないような方法で再発防止策をつくるということです。

○崎山嗣幸委員 先ほどの農林水産部長の答弁の中で、自動的にチェックがかかるようにシステム化をしていきたいと話をしていましたよね。これは議会承認事項については、事案についてもいろいろと変わってくると思いますが、これは全てのものが公有財産であろうが、備品であろうが、何であろうが自動的にチェックができるということか理解していいのですかということかです。額の問題は、7000万円なのか、ほかの事案も額も違うものもあるだろうし、全て今

言われていることでチェックしていくことなのかをお聞きしたいです。

○知念武農林水産部長 今のことについて、全庁的なシステムがつくれるか否かはいろいろなところと協議をしなくてはわかりません。私の考えは、全てのことについて、例えば、議会事項もあるでしょうし、ほかのところと合議をしなくてはいけないとか、そういうこともいろいろありますので、そういうことが全てクリアして予算の執行ができるような仕組みがつくれないかを検討をして、ほかの部局、各課と調整をしていきたいと思えます。

○崎山嗣幸委員 すごく曖昧に聞こえます。例えば、農業研究センターが気がつかなかったとか、本庁の農林水産部長も誰も気づかなかったということで謝罪をしていましたが、再発防止の中において議会の承認事項や議決対象事項など決まっているものを、私が聞いていることはそういった制度的にといいますか、チェックをかける仕組みをしっかりとやらないと、ただ感覚的にこれから全庁的にといいますか、議会承認事項は防止しますというので、具体策がまだ見えません。今回のものについては、農業研究センターが7000万円以上は承認事項だと気がつきませんでした。額のことだけを言っているの、私が聞いていることは、これは備品だから見逃したのかなと思っていたので、しかし違いますと言うので、そうなりますと、額でかけるべきものをかけなかったということですので、これが防止できるという策が若干意味がわかりません。ここは皆さんは自動的にチェックをかけるのですか。

○平敷昭人農政企画統括監 具体的な方法という形で検討しておりますが、普通建設事業費を除く歳出の節がありますが、これの例えば4000万円以上については適正な予算執行を行えるように通知をするとともに、該当する4000万円以上の歳出節については、本庁、出先機関とも報告をさせようと考えております。この報告を踏まえて、各議会前に議決が必要な予算執行について適正な手続をとるように周知、通知をしていこうと考えております。普通建設事業費、工事などは決裁の部分で違ってきます。ところが、備品購入については、そういった決裁が本庁令達、かい、どちらでもできます。しかも4000万円以上と申し上げたのは、2つ以上の予算事業をくっつけて執行する場合も想定されるだろうということもありまして、7000万円といわずに大きいものは4000万円くらいからリストにして報告をしてもらい、議会前にチェックしていけば漏れずに済むのではないかと考えております。この辺の具体的な方法は、平成25年2月22日に行いました研修会などでも意見を聞いて、これでチェックができ

るのかというやりとりもしました。これも踏まえて、仕組みをつくっていきたいと思います。

○**崎山嗣幸委員** 備品という意味で、7000万円は破格だと思います。そういった認識の中において、今おっしゃっていることも含めて、これだけの額ですので、何らかの重要な重みがあるべきだという認識でもって議会承認事項－議会も7000万円以上をかけて意味があります。意味がなければ、7000万円以上という線を引きません。そういった認識が欠けていたということが一番の問題だと思います。備品やその他の理由ではないというのであれば、皆さんが議会承認事項7000万円としている額は、低い金額ではありません、7000万円の備品を買うことそのものを重みを持って、議会が承認事項としているので、ここは議会軽視と私たちから言われても皆さんは弁明の余地がないと思います。そこは軽視の認識を改めて、これはほかの問題にも関連があるので、ここはただ単なる事務的な問題ではなくて、そういった制度のあり方として、破格な額をかけて備品を買おうと。先ほど機械の重要性は理解をしましたので、ここに文句を言っているわけではないので、ここであるならば、そういった認識をしてもらって、ぜひ深く反省をして、再び同じことがないように嚴重注意をしたいと思います。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**上原章委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第54号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時30分 再開

○**上原章委員長** 再開いたします。

次に、乙第57号議案停職処分取消等請求事件の和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

説明に入ります前に、本日使用する資料といたしましては、議会配付資料であります平成25年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）を使用いたしますので、御確認ください。

初めに、資料の584ページをお開きください。

乙第57号議案停職処分取消等請求事件の和解等について、御説明申し上げます。

この議案は、停職処分取消等請求事件の和解等について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。沖縄県立芸術大学の教授に対し、服務規律違反及び信用失墜行為を理由として、停職6カ月の停職処分を行ったところ、同教授により人事委員会への不服申立が行われると同時に県を被告とする訴訟が提起されました。その後、人事委員会から処分修正の採決があったことを受け、県が元教授に対し、解決金として100万円を支払うこと等を条項とした和解成立に関する合意書を締結することとなりました。今後は議会の議決による承認を得ることによって早期の解決を図りたいと考えております。

以上が、乙第57号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第57号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 当該議案の案件の処分の事実認定について、今回の和解においてはそれぞれの主張の食い違いもあったかと思うのですが、そのあたりについて御説明をお願いいたします。

○平康司県立芸術大学総務課長 今回の処分理由としまして、3点ほどございました。1つはモラルハラスメントに係る処分でございます。それからその処分理由その2としまして、虚偽請求書の不適正経理についての処分ございま

す。それからこの処分理由の3点目としましては、学生との不透明な金銭のやりとりという3点の処分理由を懲戒の理由としたところでございますが、人事委員会の採決によりまして、モラルハラスメントにつきましては事実確認が十分でなかったということで違法な処分とされたところでございます。それから処分理由2の不適正経理につきましては、減給処分ということでの採決が下ったところでございます。それから処分理由3の学生との不透明な金銭のやりとりにつきましては、嚴重注意にとどめておくべきとのことでの判断となりました。結果としまして、県が行いました停職6カ月の処分が減給の1カ月—10分の1の減給の1カ月という処分の変更になったところでございます。

○仲村未央委員 1点目のモラルハラスメントに関しては、県の処分と人事委員会の決定等が折り合っていないわけですが、そこら辺の調査の過程に至る中で事実確認等に課題があったのか、そのモラルハラスメントに関してはいかがだったのでしょうか。

○平康司県立芸術大学総務課長 県人事委員会の採決書では、モラルハラスメントとされる各行為につきまして、被処分者側と処分者、被害を主張する教員、職員との証言が大きく食い違っておりまして、両名の証言のみでは非違行為と評価することができないということでございます。それで、その辺の調査が県立芸術大学としまして十分ではなかったと考えているところでございます。

○仲村未央委員 その両者の主張の食い違いですね。これを整理するためにこそ、内部のそういった手続があると思うのです。モラルハラスメントがあった、あるいは何らかの懲戒の事案があったときに、それをまさに客観的に、あるいは公平感を持って整理をするというのが、県立芸術大学の中でも確保されていなければいけなかったと思うのですが、そのあたりはどのような状況だったのでしょうか。そして実際に内部でそういう決定に至る手続というのは非常に曖昧なものだったのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○平康司県立芸術大学総務課長 当時、モラルハラスメントの訴えがございまして、まずハラスメント調査委員会で調査をしたところでございます。ハラスメント調査委員会では職員とか、学生からいろいろな話を聞きまして、大学においては少なくない者がハラスメント被害を感じているということと、ハラスメントを生じやすい構造的問題があるのではないかとということで問題提起をしたところでございます。その辺のハラスメントの調査の結果を受けまして、懲

戒審査委員会で具体的な懲戒についての審査をしたところございますが、当時としましては懲戒審査規程が十分整備されてなく、この審査の過程で大学内部での職員での審査になったことで、事実関係の認定が十分ない中での判断になったものだと考えているところでございます。

○仲村未央委員 その規程のあり方とか、内部にかかわる者同士の判断というのは、今おっしゃるように非常に第三者機関として持ちこたえられないところがやはりあると思うのです。当事者がお互いの主張が食い違えばなおさらだと思うので、そこら辺はこの件も踏まえて、それから今大事なことをおっしゃっていたのは、構造的にもしそういうハラスメントが起こり得るという環境があるとすれば、こういったことを今後どうしていくのかというところが非常に大事なところだと思うのです。そういう意味で沖縄県立芸術大学の体制上のこの件を踏まえてつくられた、新しい取り組み等々があれば説明いただけますか。

○佐久本嗣男県立芸術大学学長 違法な懲戒処分について人事委員会のお話も先ほどありましたが、判定については大学で内部検証を行ったところ、大学の懲戒審査委員会及び協議会の審査において、懲戒事由による事実認定が十分でなかったことや、処分対象となる教員に実質的な防御の機会を与えていなかったとの指摘が妥当であるとの結論に本学では至りました。そういう中で今後の教職員の懲戒処分に当たっては懲戒審査手続の明確化とか、あるいは審査員の組織体制、あるいは運営方法の確立、外部専門家の導入というのですか、そういうことも踏まえて検討して、実は1月に教員の懲戒処分に関する審査に関する規程を制定、施行したところであります。弁護士とか、専門的有識者を入れて、しっかりその辺は入れた中での委員の構成をすばうまくいったなというところであります。その辺は非常に問題があったと思います。

○仲村未央委員 当該者におかれて、あるいはその学生たち、そういった意味での今回の主張の食い違いをめぐって、あるいは現場において、特に学生もこれは巻き込んでいますので、そういった意味での二次被害等が発生していないかどうかということについては十分な対応をされて、事実、今の環境を把握されているのでしょうか。

○佐久本嗣男県立芸術大学学長 ハラスメントの防止を含めて、対策委員会が毎年度実施するアンケート結果を有効活用して、教職員の一人一人が法令を遵守し、服務規律の確保に努め、ハラスメントを未然に防止するよう、日ごろか

らしっかりとしたコミュニケーションが図れるように今取り組んでいるところです。また、ハラスメントの可能性が生じた場合にはハラスメント調査委員会による調査等により、事実を明らかにして、その解決を図り、あるいはまた学生及び教職員が教育研究活動に専念できるような教育の環境に努めているところでございます。特に学長室では、学生やあるいは職員がいつでもメールで—これまではなかったのですが、そういうシステム化をして入れて、いつでも相談に対応できるような形をとっております。実際にたくさんはないのですが、学生からそういう相談があったり、職員からの相談が学長室にメールが入ったときには速やかに対応をとらせていただいているということと、学生に関してはハラスメントの調査結果が年に1度ありますが、それについては公示をさせていただいて、学生に伝えられるようにしています。もう一つは、職員に対してはいろいろ学生からの意見もあるので、それをマニュアル化して、両学部の学部長、各専攻にマニュアルをつくって、それを配付してしっかり周知徹底し、教育してもらうようにして協力していただくようにということで対応しております。特にその後はそれほど出ておりませんが、今回はきょうも実は別件なのですが、ハラスメントを訴えた先生、別件でイタリアでの姉妹校締結についてのお話でおいでになったりして、今は少し気分的には、いろいろそれなりにまだ悩みはあるかと思うのですが、懸命に学長室にも顔を出していろいろ相談に来たり報告においでになったりしているのです、その辺のフォローとしては学長としてのリーダーシップをとっていきたいと思っております。今のところは学長室でのメールでの相談を受けること、それからハラスメントのアンケート調査の結果、職員も学生もそれぞれにとって、公示をして必要に応じて各専攻を通して、その対応に応じているところでもあります。

○仲村未央委員 今、この事案に限っての二次的な影響とか、そういったことがまた具体的に把握されているのか、そういったところを聞いたかったのですが。

○佐久本嗣男県立芸術大学学長 その件については、本人のほうからは特にそういう形の相談はないのですが、学内での先生含めて、私、学部長を含めて、気を配っているところではありますが、特に今のところはそういう形のものはありません。

○仲村未央委員 文化観光スポーツ部長、今いじめの問題とか、暴力の体罰の問題とか本当に大きな社会問題です。県が教育機関を運営するに当たって、や

はり外から見て、本当に透明で自由な教育環境が保証されているということは、こういった教育機関においては一番大事なことだと思うのです。それが外からなかなか見えにくいというところでは、今言うような規定のおくれというのは致命的なのです。ですので、その所管が文化観光スポーツ部ですから、そこは教育委員会等々もいろいろな知見もあるでしょうし、こういった内部の、ともすればわかりにくいようなこういった体質の回復につながるようなシステムというのは、やはりいち早く情報をとって、再発防止—今の現状がどう継続しているのかというのがこちらからわかりませんので、そういったことが非常に急がれると思うのです。その件について、総括的にお答えいただければと思うのですが。

○平田大一文化観光スポーツ部長 本当に仲村委員のおっしゃるとおりだと思います。要するに、大学に一つの自治法といいますか、県とまた違う形での組織構成を持って、そういった形で大学としての自治が守られているだけに、大学側でのしっかりとした仕組みがまず必要だと思います。その上で今おっしゃったように、やはり所管する文化観光スポーツ部としてもこれまで以上に、やはり連携はしっかりとらないといけないと。平成23年度に私が入りましてから、ちょうど沖縄県立芸術大学のあり方検討委員会というものを開きながら、主従さまざま、いろいろな課題に関して、第三者の方々の声を反映させながらやってきました。根本的にはやはり意思決定機関である評議委員会、こういったところを今全部大学の先生方でやっておりますので、そういったところに外部の委員を入れるべきではないかという提言であったり、それからガバナンスです。大学の統治を含めて、もっと県と、大学自治を守りながらも、県としての所管としての立ち位置の中で一緒に学生がしっかりと学びやすい環境づくり、それから先生方もしっかりと、研究が進みやすい環境づくりをやっていかなければいけないということで、今後ますますそういった連携は非常に重要だと思っております。それを強めていきたいと考えております。

○仲村未央委員 ぜひ大学の自治、おっしゃるようなガバナンスというのは当然保証されるべきですが、ぜひそういう県の関与、しかるべき機関の関与がおくられて、結果として放置や黙認という形にならないような、そういうシステムづくり、今、連携の強化とおっしゃいましたが、そのことを強く要望したいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第57号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から議案の継続審査の動議提出について説明がなされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 乙第54号議案財産の取得についてでございますが、我が党としては、継続審査を要求したいと思います。この件に関しては、我が党はもちろんこの機器購入そのものに反対ということではありませんが、今回の議案の7000万円以上を超える事案について、議会の承認を得ていなかったという問題については問題があると指摘します。それと同時に、なぜこういう状況に至ったのかという過程の中で、実は今回農林水産部所管の機器購入問題について、前の所管は企画部でありました。企画部の事案を入札の段階で不透明な部分があるということで、内部告発がございました。これに関して調べてみましたら、先ほども皆さんに資料を配付しましたが、4つの事案が企画部のほうで入札されていますが、いずれも全部7000円万円以下の事案になっております。なぜそのようなことになったのかということが、しかも同じ業者に入札されているわけです。ですからその結果について、我が党としては、この間の過程がどうであったのかということについて、もっと解明をしなくてはならないと思っております。ですから、ぜひ継続審査をして解明をやっていく必要があると思っておりますので、動議を提出します。

○上原章委員長 ただいま乙第54号議案財産の取得についてに対し、玉城ノブ子委員から継続審査の動議の提出があります。

よってこの際、乙第54号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手少数であります。

よって、乙第54号議案を継続審査することは否決されました。

ただいま乙第54号議案財産の取得についてを継続審査とすることは、否決されましたので、これより乙第54号議案の採決を行います。

その前に意見、討論等はありませんか。

新垣哲司委員。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣哲司委員から先ほどの動議の中で4件の入札は同じ業者とあったが、それは間違いないかとの確認があり、玉城ノブ子委員より3件については同じ業者である旨の説明があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第54号議案財産の取得についての採決を行います。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第54号議案は、可決されました。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今、採決されました乙第54号議案ですが、今後このような事案が生じないようにしっかりとした取り組み、それをやっていただくという留意事項をつけていただきたいと思います。文章については、委員長にお任せします。

○上原章委員長 ただいま可決された議案に対し、座喜味委員から附帯決議案を提出するというのでございます。文章は後ほどということで。

これより座喜味委員から提出されました平成25年第1回沖縄県議会乙第54号議案に対する附帯決議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、本附帯決議案は可決されました。

次に、乙第57号議案停職処分取消等請求事件の和解等についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第57号議案は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして

は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第54号議案及び乙第57号議案の議決議案2件の処理は全て終了しました。

次回は、3月8日 金曜日 本会議終了後に委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章